

移動等円滑化取組計画書

2025年 6月23日

住 所 東京都立川市高松町2丁目27番27号
事業者名 立川バス株式会社
代表者名 代表取締役 山田 恭章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
当社が保有する一般路線バスにおいては、2024年度末時点のノンステップバスの導入率は96%となっており、今後も車両の更新についてはノンステップバスおよび環境にも考慮した電気バス（フルフラットバス）の導入を推進していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
地域の高齢者・障害をお持ちのお客様が安心してバスをご利用いただけるよう全運転士に対し社内の作業基準・マニュアルに基づき教育を継続していく。また、当社の運輸安全マネジメントについても引き続きホームページ上で公表し、社内教育の取組について情報提供を図っていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	老朽化したノンステップバス16両を代替するとともに、ワンステップバス1両についてはノンステップバスに代替する。 (2025年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	お客様がスムーズに乗降できるように、車両の定期点検時にスロープ板や車椅子固定装置等の作動に異常がないか適正に点検整備を実施する。(2025年度)
運転士教育	運転士入社時に車椅子の取扱いについて実車を使いスロープの使い方、乗車、降車、固定方法について教育を行う。(2025年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助・支援	車椅子使用のお客様の乗降時の対応について、全運転士に配布してある「運転士・業務マニュアル」を活用し営業所での教育を実施していく。(2025年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内での情報提供	放送装置・液晶運賃表示器を有効活用し、わかりやすく行先や次停名を案内するとともに、運賃表示器のテロップに注意喚起等を流し車内での転倒事故防止の啓発に努めていく。(2025年度)
バスロケーションシステムの利便性向上	各バス停に貼付してあるバスロケーションシステムの QR コードをリニューアルすることにより、お客様の検索手順を短縮し利便性の向上を図る。(2025年度 860か所)
路線案内図の配布	高齢者などWEB検索が苦手なお客様でも、バスの路線や駅前の乗り場、バスの乗り方等が確認できる路線案内図を配布していく。(2025年度 3,000部作製)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士の技術向上	運転士の初任教育や事故惹起教育で教習用バスを活用し、安全のために基本となる制動操作・かじ取り操作等の教育において、車

	両に搭載された機能（Gセンサー）を有効に使用し車内転倒事故防止に役立てていく。また、全運転士に対して小集団教育を隔月で実施し、実車を活用した教育を取り入れていく。（２０２５年度）
--	---

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内機器、掲示物等による啓発	高齢者、障害者等を含め乗客の皆さまに対して、放送装置や運賃表示器および掲示物等を利用して事故防止や注意喚起等の啓発活動を継続して実施していく。（２０２５年度）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

メールや電話で寄せられるお客様等からのご意見・ご要望を社内で共有し、取組・改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

インターネット利用（ホームページに掲載）

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注１ Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２ Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３ Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。